

# 情報提供

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集 ……P2
- ・水害・土砂災害の防災情報(警戒レベルの運用)について ……P21
- ・マイタイムラインについて ……P23
- ・自然災害伝承碑について ……P24
- ・大規模氾濫減災協議会のホームページについて ……P26

国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所

# 要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体の取組事例集

---

国土交通省 水管理・保全局  
河川環境課 水防企画室  
平成31年3月

- 平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。
- 平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。
- 本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

## 1. 避難確保計画作成推進の取組

## 2. 自治体毎の取組の実例

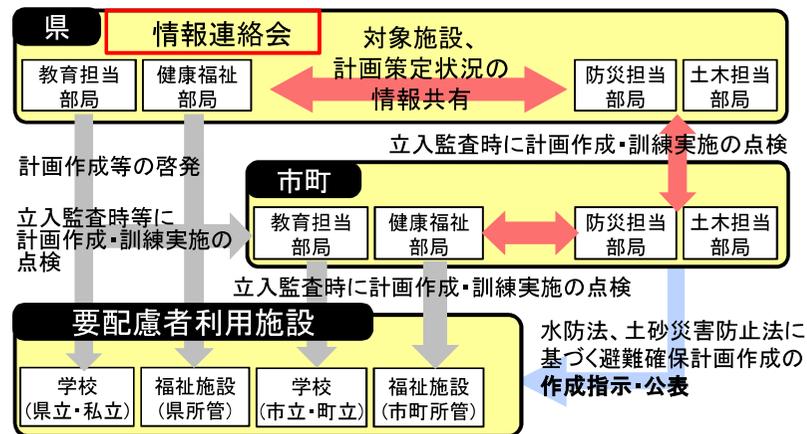
- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

# 計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

## 香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定

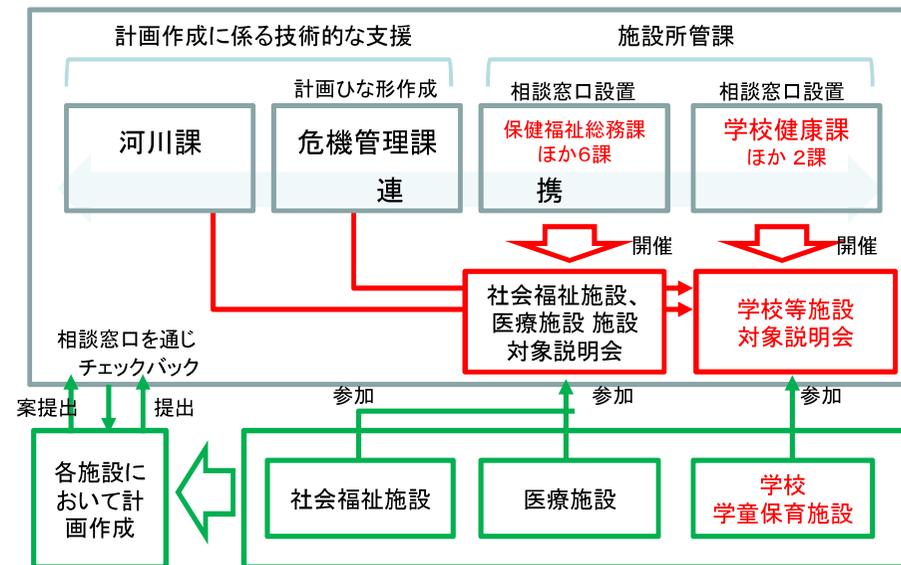


## 徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設にとって馴染みのない河川部局からの連絡で最初は戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

## 宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「庁内関係課会議」を結成、庁内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的には開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



適切な役割分担により取組を効果的に促進



# 各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

## 水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

## 徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

## 宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口**となる職員を配置  
(窓口への相談で課題解決した例)  
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

## 大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

→ **細やかな対応により施設管理者の理解を促進**

# 計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出 → 本提出）の提出

## 安来市の依頼

市の公文書  
で依頼

安 防 第 2 3 0 号  
平成29年10月17日

御中

安来市長 近藤宏輔  
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。  
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画（写し）と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

- 記
- 提出していただくもの
    - 避難確保計画（写し）  
※現在、避難確保計画を策定していない場合  
①（2）の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。  
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
    - 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

施設が提出予定  
時期を報告

（紙）  
〒692-8686 安来市安来町878番地2  
AX) 0834-23-3152 《Eメール》hougan@city.yasuei.shimane.jp  
ご困りの場合は、ご相談ください。

- 提出方法  
郵送、持参、Eメール、FAX
- 締切り  
平成29年11月22日（水）

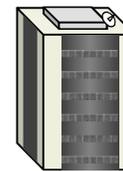
## 宇都宮市の依頼

宇都宮市

施設所管課

河川課

危機管理課



案段階での  
計画提出

①説明会を開催

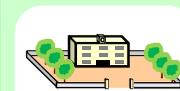
②避難確保計画案  
を提出

一週間程度

③計画案の確認  
修正事項を指摘

④指摘事項を反映  
計画を提出

対象施設

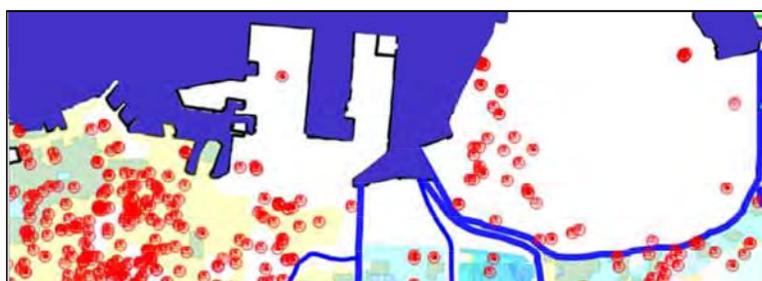


高い計画提出率を実現

# 市町村に対する支援

- GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示し、市町村へ提供
- 市町村毎に病院、福祉施設、児童施設など3施設における計画作成事例の過程を取りまとめ、参考資料として市町村に提供

## 香川県の支援



- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
- 水防法改正による義務化を知らない施設が相当数存在



施設に対する繰り返しの周知が重要

市町村における対象施設選定の負担を軽減

## 徳島県の支援

板野町での要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例について

板野町要配慮者利用施設非常災害対策計画の事例を作ってみましたので、参考してください。

○○町での浸水被害時の想定を考えると。

事例1 医療法人○○○病院（医療・高齢者支援施設）での避難確保計画の検討

医療法人○○の中心施設「○○病院」と関連施設の「グループホーム○○○○」「グループホーム○○○○」「サービス付き高齢者向け住宅○○○○」「○○○○」○○○○デイスサービスがあります。○○病院は4階建ての有床施設で、介護型で24床、医療型で36床となっており、各グループホームも平屋建てで、「アイリス」は2階建てのサ宿舎として20部屋、短入所20部屋、1階がデイスサービスとなっております。しかし、この地域の○○川洪水時の浸水深は5~10m（想定最大規模）となっており、全ての施設が浸水想定区域内の施設であることから、近隣の指定緊急避難場所である「○○○○○○○○○○」が収容人員が限られ、少し距離がありますが、「○○○○○○○○」へのスムーズな避難が行えるような訓練を検討する必要があります。

避難ケース1

要配慮者を車に乗車させると速やかに、県道○○～○○橋を北上し、○○○○○○交差点を右折し、○○○○西側を○○川に沿って北上、○○橋を右折して○○町民センターに避難する。

避難ケース2

県道○○～○○線を北上し、○○○○○○交差点を左折し、○○○○○○○○を右折し北上し、「○○○○○○」に避難する。

事例2 独立行政法人国立病院機構○○○○○○○○（医療・児童・障害者支援施設）での避難確保計画の検討

○○○○○○○○は一般の診療科（有床入院診療）、障害児入院施設（重症心身障害児（者）施設）、障害者療養介護施設、院内保育園が敷地内に設置されています。中心の東西両病棟は4階建てではありますが、この地区は○○川・○○川に挟まれた浸水想定区域内の要配慮者利用施設として、○○町地域防災計画に記載されています。とりわけ、この施設は自力で移動が困難な重症心身障害児（者）が入所する施設であり、また、入院病棟での入院患者、院内保育所での乳幼児と、要配慮者を多く抱える施設である上に、○○川・○○川の浸水深が5~10mに及ぶ地域でもあり、台風等に伴う○○川の洪水情報や今後の台風の進路予想を勘案して、避難準備情報の発令を見極めて速やかな避難が必要であると思われまます。

避難ケース1

この施設全体が○○川・○○川洪水時の浸水深5~10mに対応できないため、暴風雨警報発令前や台風の進路等を踏まえて早めにリスクの軽減を図る必要があります。避難準備情報発令時に板野町指定緊急避難所への速やかな避難を行う必要があると思われまます。この場合、一番近くには○○中学校がありますが、避難場所としての要件を満たして折らず、少し距離があるが、「○○町民センター」と「○○町中央公民館」が考えられます。しかし、「○○中央センター」には重度の寝たきりの（重症心身障害児（者））が入所しており、この人たちの移動には時間と人員が必要であり、優先的に避難を行うか、または、緊急避難的に最上階への移動を行うということも検討する必要があると思われまます。

- 1 -

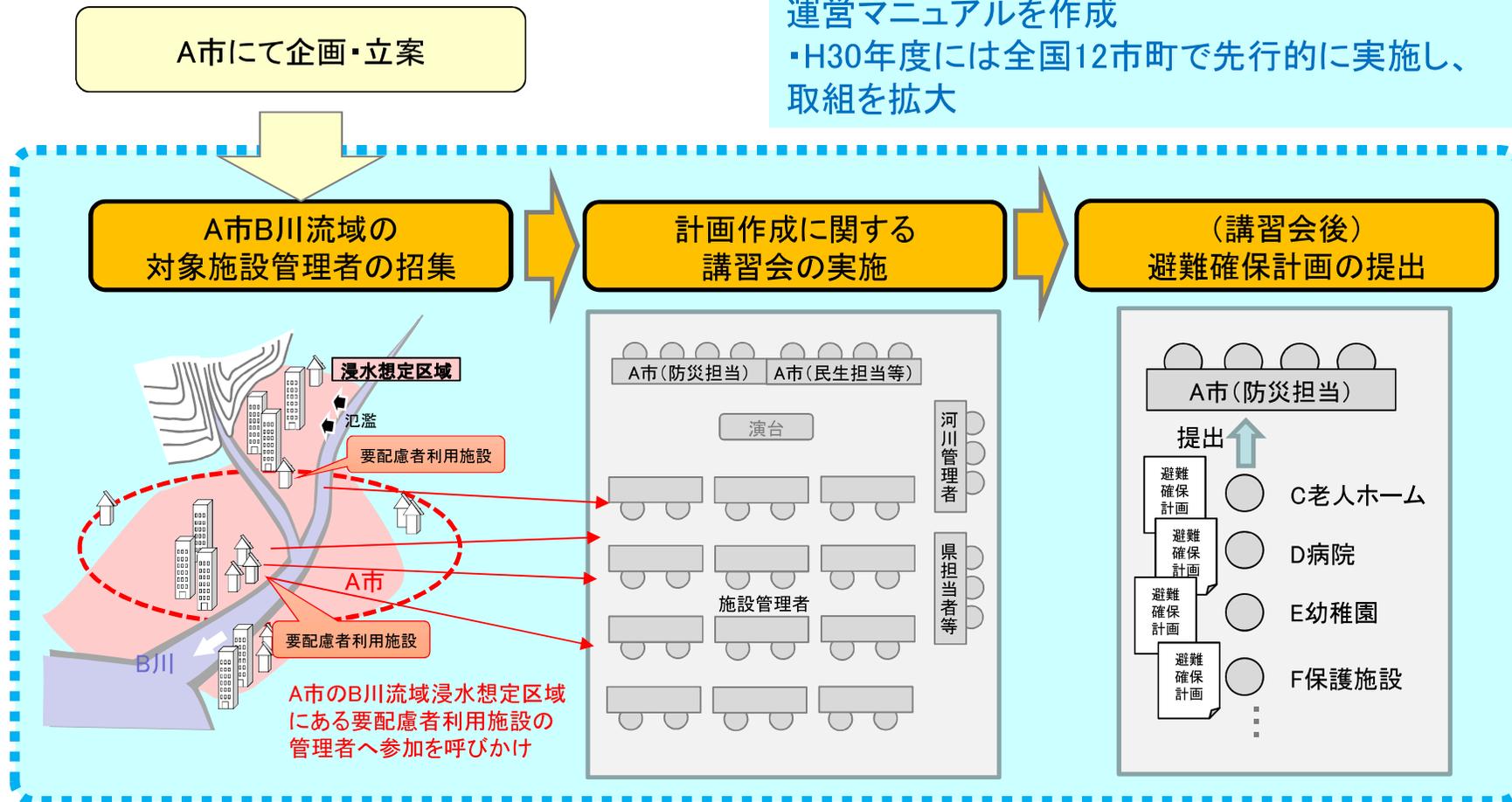
○具体的な事例を用いて、避難経路の選定等避難確保計画作成のプロセスを市町村に例示

市町村の担当者の理解促進

# 講習会プロジェクトの概要

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

## 【講習会運営フロー】



# 平成29年度講習会プロジェクトの実施(三重県津市)

- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】  
 講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前) 37施設(41.1%) → (講習会実施後) 90施設(100%)

## 講習会の開催状況

**前期講習会**  
 【開催日時】  
 ○平成29年11月7日（火）14：00～16：00  
 ○参加施設数75施設

【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」  
 （三重大学大学院 川口 淳 准教授）
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について（津市）
- ・避難確保計画の作成方法について（中部地方整備局）



会場全体の状況

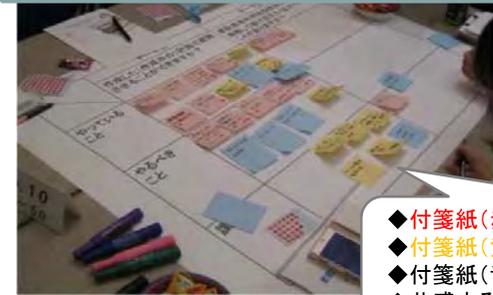


三重大 川口准教授によるワールドカフェ手法の説明

**後期講習会**  
 【開催日時】  
 ○平成29年11月30日（木）14：00～16：00  
 ○参加施設数60施設 ※前後期合わせて90施設参加

【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有  
 ～避難させることができる計画を作成するために～
- （テーマ1）作成した（作成中の）計画で避難させることができますか？
- （テーマ2）要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える（協力できる）ことがありますか？



テーブルでの意見集約状況



会場全体の状況

- ◆付箋紙(赤): 第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄): 第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青): 第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね!の●シールを貼付

# 平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)

- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期(座学) 参加施設数	後期(意見交換) 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

# 避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

## <取組を紹介する地方公共団体>

### 避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

### 避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

- 市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準(洪水予報等によるトリガー)等を記載。
- 説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画を作成を支援。

## <独自のひな形を作成>

この計画は、水防法第18条の3第1項に該当するものであり、[ ]の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

この計画は、[ ]に避難又は利用する全ての者に適用する。

3 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
緊急警報、緊急伝達情報	テレビ、ラジオ、インターネット等(1) 情報提供機能のウェブサイト
水戸市からの伝達情報	水戸市のホームページ、ツイッター、事前連絡メール(メールアドレス)、広報車、電子サイレン、防災行政無線、FMほたるん(96.2MHz)
避難センターの状況	避難センターにおいて情報を収集することとする。
水戸市において避難勧告・避難指示が発令された場合の情報	緊急伝達メール(登録不要)、水戸市のホームページ、ツイッター、事前連絡メール(メールアドレス)、広報車、電子サイレン、防災行政無線、FMほたるん(96.2MHz)、テレビ・ラジオ各局の放送局のウェブサイトにおいて情報を収集することとする。

7 地域との連携

(1) 目視から、地域との関係を確認。再発災時には、「地域住民からの情報」を基に、「地域の

- 国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成
- 水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容をあらかじめ示すことで施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進

## <施設への個別対応>

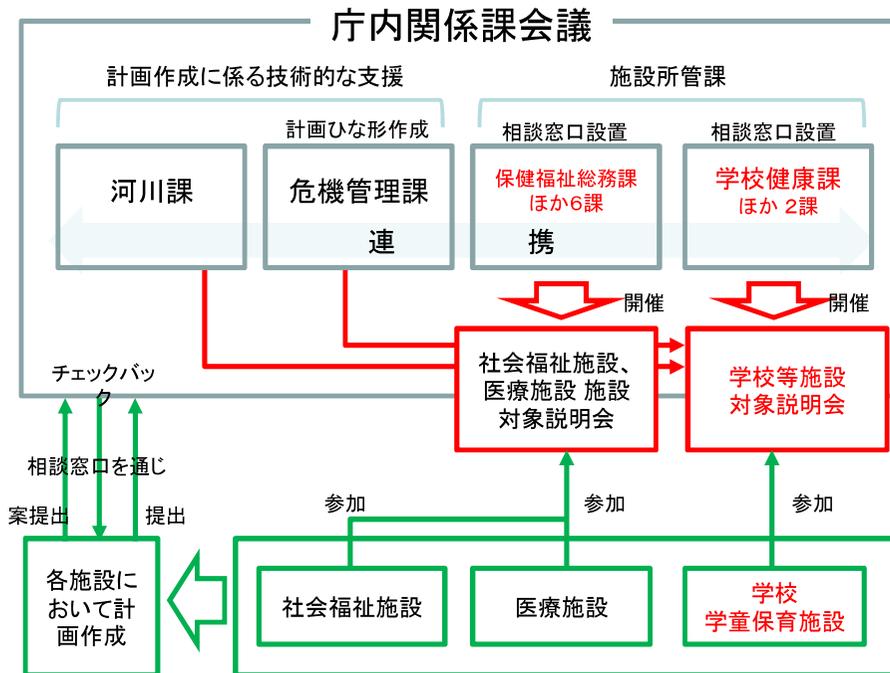
- ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説
- 提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、市職員が戸別訪問して作成を依頼するとともに、再度の説明。戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

避難確保計画の作成状況 (平成30年3月末時点) **97% (65/67)**

# 宇都宮市の取組事例

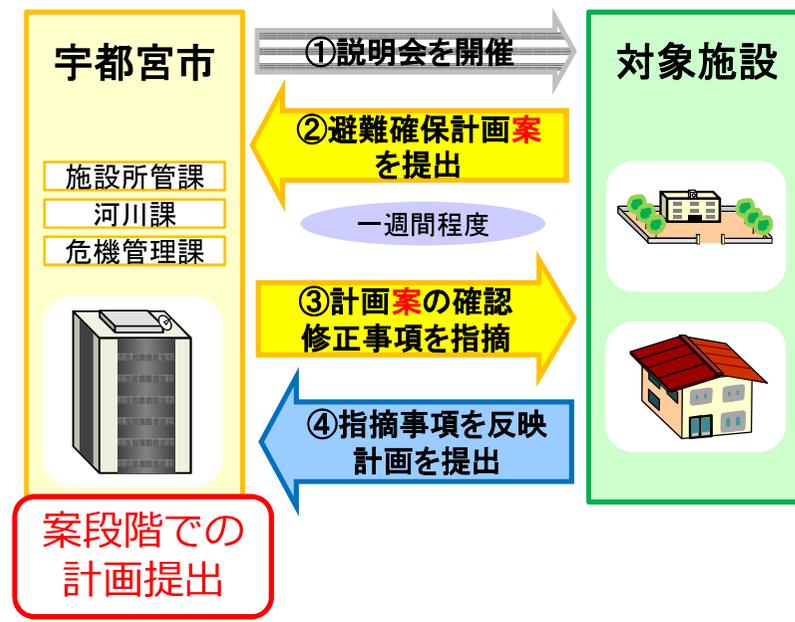
- 庁内関係部局から構成される「**庁内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「**庁内関係課会議**」が一体となって計画作成を支援。
- 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

## < 庁内関係課会議を設立 >



**施設に対して効果的な助言・はたらきかけ**

## < 計画の提出方法に工夫 >



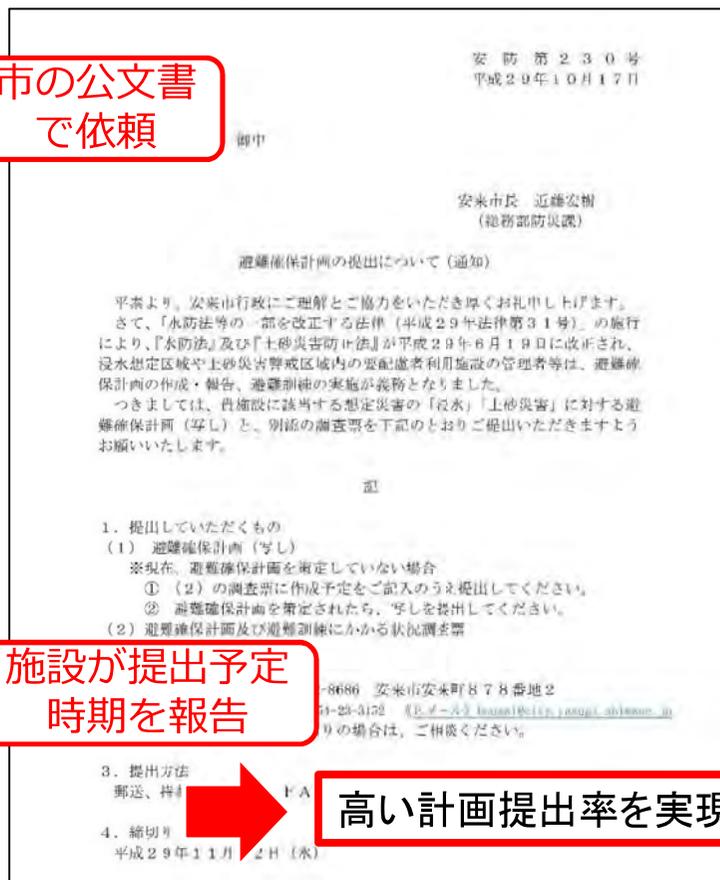
避難確保計画の作成状況  
(平成30年10月末時点) **100% (49/49)**

# 安来市の取組事例

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

## <計画作成依頼方法を工夫>

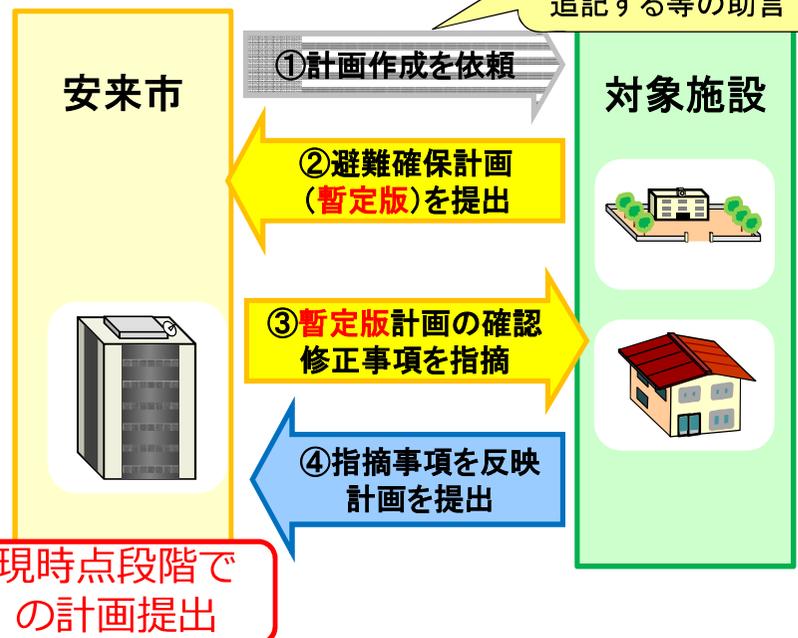
市の公文書  
で依頼



施設が提出予定  
時期を報告

高い計画提出率を実現

## <計画の提出方法に工夫>



避難確保計画の作成状況  
(平成30年3月末時点)

80% (41/51)

- 河川整備課内に**専任の担当者**を配置し、法改正の内容や計画作成方法を個別で説明し、計画作成を推進。
- 国交省が公表している資料を参考に県独自に計画作成の手引きを作成。
- 大規模氾濫減災協議会等において市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供し、市町村の担当者の理解を促進。

## ＜専任担当者の配置＞

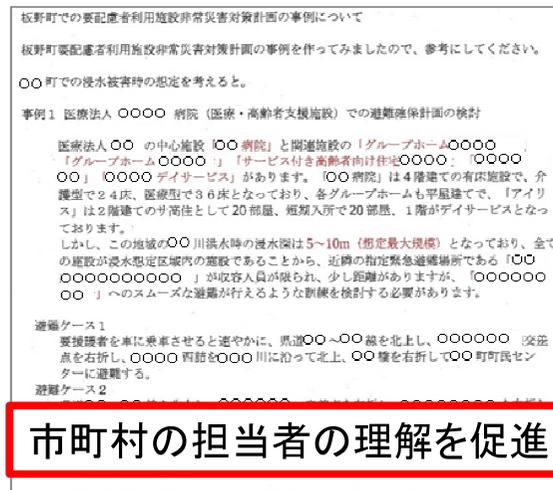
- 河川整備課内に**専任の担当者**（河川行政の経験を有する嘱託職員）を配置。
- 水防法改正による避難確保計画作成の義務化や計画作成の方法を**電話等で直接説明**。

## ＜独自のひな形の作成＞



徳島県  
県作成のひな形

## ＜市町村へ避難確保計画作成プロセスの例を提供＞



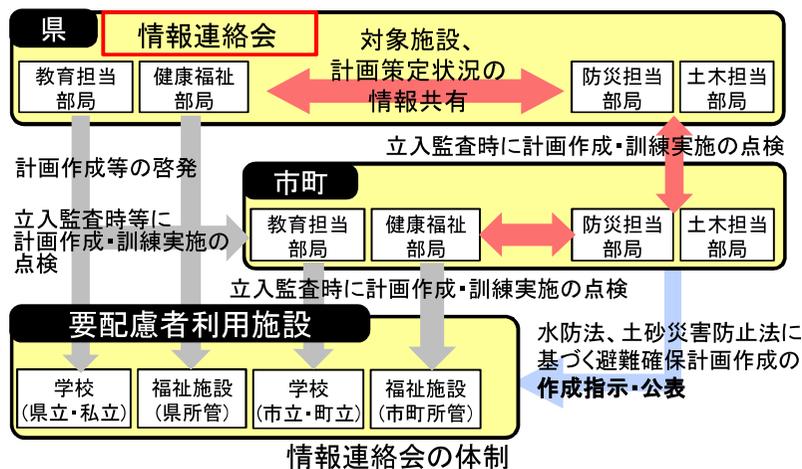
○国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に要点を絞り込んだ**独自のひな形**を公表することで施設の計画作成における負担を軽減

避難確保計画の作成状況  
(平成30年9月末時点) **47%** (843/1,788)  
県内半数以上の対象市町村で計画作成率50%以上

- 県庁内関係部局の連携を図るため、「**情報連絡会**」を設置。
- 市町村における地域防災計画作成を支援するため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧をGISを活用して位置情報とともに各市町に提供。

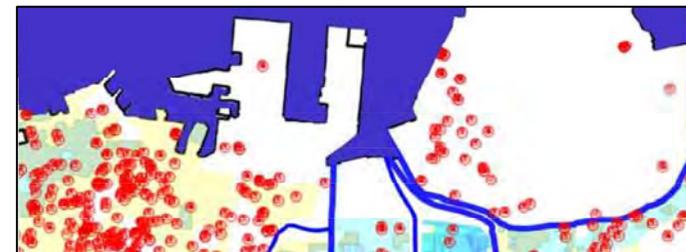
## <情報連絡会を結成>

- 関係部局から構成される「**情報連絡会**」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



**適切な役割分担により取組を効果的に促進**

## <市町村への情報提供>



GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示

- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

**市町村における対象施設選定の負担を軽減**

避難確保計画の作成状況  
(平成30年3月末時点) **36% (235/658)**  
県内全ての対象市町村で計画作成率10%以上

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど  
いつ避難すればいいの?

警戒レベル

4

で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、  
【警戒レベル】を用いた  
避難情報が発令されます。  
市町村から【警戒レベル③、④】が  
発令された地域にお住まいの方は、  
速やかに避難してください。

警戒レベル 3

警戒レベル 4



【警戒レベル⑤】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます! /

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、○○市です。
- 地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

呼びかけの一例

警戒レベル 4

伝達文例の避難勧告の

# 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

## < 避難情報等 >

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> ※2 災害が実際に発生していることを把握した時点で、可能な範囲で発令 (市町村が発令)
<b>警戒レベル4</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のみより安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告 避難指示(緊急)</b> ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重篤な場合に発令 (市町村が発令)
<b>警戒レベル3</b> 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しませう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	<b>洪水注意報 大雨注意報等</b> (気象庁が発表)
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

## < 防災気象情報 >

【警戒レベル相当情報(例)】
<b>警戒レベル5相当情報</b> 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
<b>警戒レベル4相当情報</b> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
<b>警戒レベル3相当情報</b> 氾濫警戒情報 洪水警戒 等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

## Q&A

質問1) 防災気象情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒ 市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。  
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒ 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。 避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出ただけ洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒ 洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

## 【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankokoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankokoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)



スマホ用  
二次元コード

# マイタイムライン作成

- 関東地方整備局下館河川事務所では、マイタイムライン作成促進のため「みんなでタイムラインプロジェクト」を進めている。マイタイムラインについての紹介動画、タイムライン検討の手引き、小中学校向けマイ・タイムライン検討ツールを公開し、防災関係の勉強、研修会、イベント等での活用を促している。
- また、「マイ・タイムラインリーダー認定制度」によりマイタイムライン作成のサポート・活動の普及を行っている。
- 中部地方整備局木曾川上流河川事務所管内では、これらのツール等を参考に、小学校等における防災授業において、マイタイムライン作成が進められている。

## プロジェクトHP

★みんながタイムラインプロジェクト★



マイ・タイムラインは住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身と家族の安全な行動を時系列的に整理し、とりまとめるものです。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

## 小学校におけるマイタイムライン作成

木曾川上流河川事務所管内の小学校で初！！  
木曾川上流河川事務所管内の小学校で初！！  
岐阜小学校の児童が「マイ・タイムライン」を作成しました

木曾川上流河川事務所では、関東地方整備局下館河川事務所が進めている「みんなでタイムラインプロジェクト」を参考に、当事務所管内の学校において「マイ・タイムライン」の展開を検討しております。この度は、当事務所管内で初めて、岐阜市立岐阜小学校の児童達に「マイ・タイムライン」を作成してもらいましたので、作成までの過程や児童達が作成した「マイ・タイムライン」について紹介します。

**事前講義 1 回目「2/22（木）：1 時間目」** ～自分の住んでいる地区を知ろう。出水時に得られる情報について勉強しよう～

**事前講義 2 回目「3/1（木）：1 時間目」** ～みんなが考えた意見を出し合って、マイ・タイムラインについて考えよう～

**マイ・タイムラインの発表「3/15（木）：5 時間目」**

**【実施概要】**

- 単元：総合的な学習の時間において実施
- 対象：岐阜小学校5年生（11名）※2グループに分かれて作成
- 過程：事前講義 2回（2/22、3/1）作成時間 4時間（3/8、9、13、14）発表：3/15（木）5時間目

みんなが作成したマイ・タイムラインを紹介しよう → (次ページ)

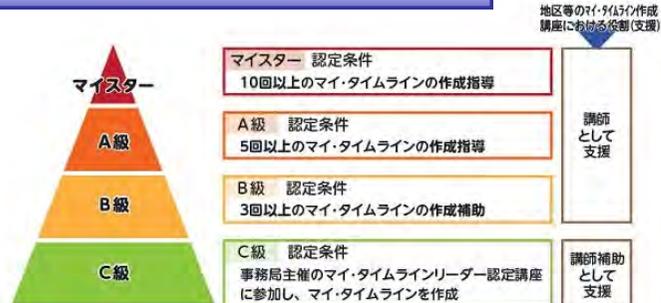


木曾川上流河川事務所・岐阜小学校

## マイ・タイムライン検討ツール

### ～逃げキッドの中身～

## マイ・タイムラインリーダー認定制度



「マイ・タイムラインリーダー認定制度」は、「マイ・タイムライン」を軸に防災・減災の活動を流域に根付かせるため、住民にマイ・タイムライン作成をサポートする活動が出来る人をマイ・タイムラインリーダーと認定し、その活動を普及していくものです。

下館河川事務所

あなたの街の

別添2

# 自然災害伝承碑

を地図に載せてみませんか？

「自然災害伝承碑」とは

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害などの自然災害に関する様々な事柄（災害の様相や被害の状況など）を記載した石碑やモニュメントです
- ◆ 被災場所に建てられていることが多く、当時の被災状況を伝えるもので、地域住民による防災意識の向上に役立つことが期待されます



自然災害伝承碑の例  
(水害碑：広島県坂町)

## 西日本豪雨災害から学ぶ教訓

2018年（平成30年）7月に発生した西日本豪雨では、多くの箇所で土砂災害が発生し、甚大な被害が生まれました。

広島県坂町小屋浦地区でも大規模な土砂災害が発生しましたが、その場所には、今から約110年前に、土砂災害があった旨の石碑が設置されていました。

しかし、住民の間には十分知られておらず、危険性も認識されていませんでした。この結果として、災害発生に避難勧告は発せられたものの、この地区の住民の避難率は、町の平均避難率を大きく下回っていたことが、その後の調査でわかっています。



自然災害伝承碑の前で行われた  
救助活動（大阪府警察提供）

**災害から多くの住民の皆さまを守りたい、そのために…**

新たな地図記号「自然災害伝承碑」を制定しました

かつて自然災害が発生した地域であることを、誰もが知ることができるようになります

※掲載した地図はイメージです



自然災害伝承碑



**自然災害伝承碑は、地方公共団体の皆さまからの申請により掲載されます**

掲載を希望される地方公共団体の皆さまは、ぜひお問い合わせください。

問合せ先： 国土地理院 中部地方測量部 防災担当

gsi-bosai-cb@gxb.mlit.go.jp

地方公共団体の皆さまからいただいた申請を元に、国土地理院では本年6月以降順次、全国各地に建立されている自然災害伝承碑に関する情報（位置や伝承内容など）を公開する予定です



※新しい地図記号

※本イメージは現時点でのものであり、公開時には若干変更される場合があります

災害予防の観点から自然災害伝承碑に関する取組を進めることは、最新の防災基本計画（平成30年6月中央防災会議）においても示されています

- 第2編 第1章 第3節 国民の防災活動の促進
- 4 災害教訓の伝承
- 国及び地方公共団体は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、(略) 各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し(略) 広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※国土地理院は、災害対策基本法における指定行政機関です

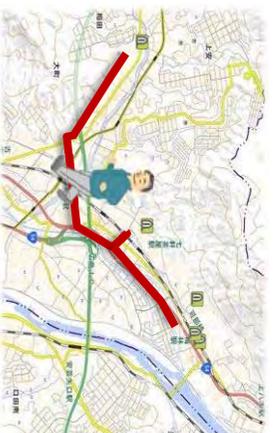
公開された自然災害伝承碑に関する情報は、防災教育などの様々な場面において活用されることをイメージしています

学校における  
学習教材



身近な災害履歴を学ぶための学習教材として、小中学校の社会科・生活科の授業や地域学習の中で活用することができます

地域探訪の  
目標物



ウオーキング大会などのコースを設定する際の目標物とすることで、参加者が過去の災害情報に触れる機会を創出することができます

防災地図の素材



自然災害伝承碑の情報などを素材とした防災地図を、児童生徒が現地調査を交えながら作成することができます。防災への意識が高まります

地理教育や防災教育  
への活用

防災に対する関心を  
高めるきっかけ

児童生徒やその周りの  
大人の防災意識向上

自然災害伝承碑の地図への掲載についてのご質問・ご相談は、表面下の問合せ先までお願いします

# 減災協議会ホームページ(平成31年2月開設)

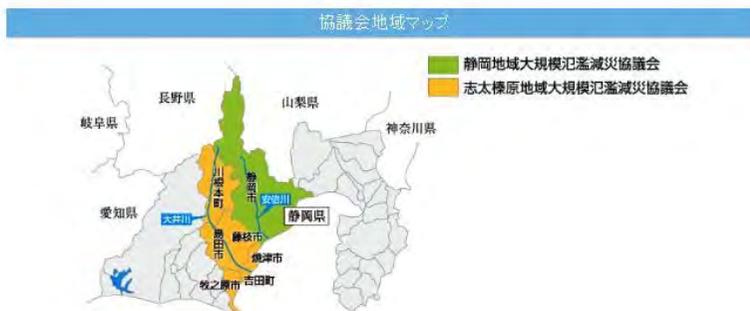


- 協議会概要
- 防災に役立つ情報
- 各機関の取り組み状況
- 過去の協議会開催概要
- 減災に役立つコンテンツ

お知らせ

各機関の取り組み状況 2019年2月8日 静岡河川事務所  
みずからニュース「中部地方整備局管内初 教員による中学校水防災教育授業の実施」を掲載しました。

その他 2019年2月1日  
ホームページを開設しました。



みずからニュース 平成30年12月26日 Vol. 1 名称: 島田市

**島田市水防訓練の実施！！**

平成30年6月10日、水防訓練を実施しました。  
島田市消防団、自主防災会をはじめ、国土交通省、消防、自衛隊等347人が参加し、例年実施している各種土のう工法の実施や、関係機関による資機材等の展示に加え、今年度は新たに国土交通省静岡河川事務所が所有する排水ポンプ車の操作訓練と水のう設置訓練を実施しました。

消防団、自主防災会による各種土のう工法  
消防署自衛隊による資機材展示・実演  
水のう設置訓練

排水ポンプ車操作訓練

ホームページを開設し、情報を発信しております。

各機関で実施した取組を「みずからニュース」という形で報告しておりますので、昨年度に引き続き、みずからニュースの作成をお願いいたします。

[URL] <http://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/gensai/index.html>